

**第 1 回 庄内南部地区合併協議会
議会議員定数等検討小委員会
会 議 録**

期 日：平成 1 5 年 3 月 2 7 日（木）

場 所：羽 黒 町 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー

第 1 回庄内南部地区合併協議会議会議員定数等検討小委員会 会議録

○日 時 平成 1 5 年 3 月 2 7 日 (木) 午後 2 時 1 5 分 ~

○場 所 羽黒町コミュニティセンター

○次 第

- 1 開 会
- 2 委員長及び副委員長の選任について
- 3 あいさつ
- 4 議員の定数及び任期の取扱い等について
- 5 今後の進め方について
- 6 その他
- 7 閉 会

○出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	鶴岡市議会議長	本城 昭一	委 員	櫛引町議会議員	菅原 元
副委員長	櫛引町議会議長	遠藤 純夫	委 員	三川町議会議長	大滝助太郎
委 員	鶴岡市議会議員	菅原 信喜	委 員	三川町議会議員	須藤 栄弘
委 員	鶴岡市議会議員	榎本 政規	委 員	朝日村議会議長	小野寺賢治
委 員	藤島町議会議長	高橋 徳雄	委 員	朝日村議会議員	進藤 篤
委 員	藤島町議会議員	押井 喜一	委 員	温海町議会議長	本間 毅
委 員	羽黒町議会議長	今井 勇雄	委 員	温海町議会議員	富樫 栄一
委 員	羽黒町議会議員	富樫 孝一			

○欠席委員 なし

○出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	調査計画主査	佐藤 和雄
事務局次長	佐藤 智志	調査計画主査	佐久間忠勝
総務主幹	阿部 一也	調査計画主査	東海林良哉
調査計画主幹	斎藤 雅文	調査計画主査	土田 宏一
総務主査	成田 弘	総務係長	渡部 功
総務主査	吉住 光正	調査計画係長	柳生 晃

1 開 会（午後2時15分）

- 芳賀 筆事務局長** それでは、ただ今から庄内南部地区合併協議会議会議員定数等検討小委員会を開会いたします。

委員長が選任されるまでの間、暫時事務局より進行させていただきたいと思います。

2 委員長及び副委員長の選任について

- 芳賀 筆事務局長** 初めに、委員長、副委員長の選任につきましてお願いしたいと存じますが、いかがいたしたらよろしいでしょうか。

- 榎本政規委員** 委員長に本協議会の副会長であります鶴岡市議会議長の本城昭一さん、副委員長には同じく本協議会の副会長であります櫛引町の議長の遠藤純夫さんを推薦したいと思います。事務局の方で取り計らいをお願いいたします。

- 芳賀 筆事務局長** ただ今、委員長に副会長であります本城鶴岡市議会議長さん、副委員長に同じく副会長の遠藤櫛引町議会議長さんというご提案をいただきましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし。」という声あり）

- 芳賀 筆事務局長** どうもありがとうございました。それでは、委員長に本城副会長さん、副委員長に遠藤副会長さんよりよろしくをお願いいたします。

3 あいさつ

- 芳賀 筆事務局長** それでは、次第に基づきまして本城委員長さんよりご挨拶をお願いいたします。

- 本城昭一委員長** この小委員会の委員長に選出されました鶴岡市議会の本城でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

各議長さん、議員の皆様には、第6回の協議会に引き続きましてご出席いただき、大変ご苦勞様でございます。

私から今さら申し上げるまでもなく、合併の基本4項目につきましては、今後いろいろと協議を進めていく中でその基本となるものでありますので、最重要の課題であると認識をいたしております。特に合併の方式に関しましては、先ほどもご意見が出ましたように、今後各市町村間の事務事業の差異を調整するに当たっても、大変重要なものになると考えております。

また、これまでも言われておりますとおり、合併の方式が新設か編入かということは特別職、特に私ども議員の身分にも関係してくるものでありまして、合併協議会におきましては、小委員会を設置し専門的に議論を深めることとしたものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、新設か編入かにおける議員の身分の違いなどについて、事務局より説明を受けたいと思いますので、今後の協議を進める上での参考になればと考えております。

いずれにしましても、合併の方式とそれに関連する議会議員定数の問題については、それぞれの議会で十分に議論をしていただいて、各議会のご意見を尊重しながら最終的に小委員会における意見の取りまとめをして、協議会にお伝えをしていくということになると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

- **芳賀 肇事務局長** どうもありがとうございました。会議の進め方ですが、この小委員会の設置要綱第4条第3項に基づきまして、委員長に議長をお願いすることになっております。これからの進行につきまして、本城委員長さんよろしくお願いいたします。

4 議員の定数及び任期の取扱い等について

- **本城昭一委員長** 委員の皆様より議事の進行についてご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、協議を進めさせていただきます。議員の定数及び任期の取扱い等につきまして資料を準備しておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

- **阿部一也事務局総務主幹** それでは、資料の3枚目をご覧いただきたいと思います。議会議員定数等検討小委員会資料ということで、添付させていただいております。この資料に基づきまして説明させていただきます。

初めに、議会の議員の定数及び任期の取扱いですが、1ページをご覧いただきたいと思います。従来、人口15万人以上20万人未満の法定定数の上限は40名だったわけですが、地方自治法が改正されまして、人口10万人以上20万人未満の法定定数が34名となり、平成15年1月1日以降の一般選挙から適用になるものでございます。

合併方式には、新設合併と編入合併がありますが、初めに新設合併の場合を説明させていただきます。原則といたしましては、合併に伴いまして議員さん全員が失職し、合併の日から50日以内に新市の議会議員選挙を実施するものでございます。この場合の法定定数の上限は34名となるものです。なお、合併特例法におきましては、定数特例と在任特例の二つの特例措置があり、定数特例は、最初のいわゆる設置選挙の任期に限って法定定数の2倍、この場合68名を上限に定数とすることができるもので、4年後の一般選挙より通常の法定定数に戻ることになります。在任特例は、議員さん全員が最長2年間の範囲で在任できるものです。

次に、2ページをご覧ください。編入合併の場合ですが、これは鶴岡市に編入するものと想定して作成した資料でございます。原則といたしまして、編入される町村の議会議員さんは失職することになります。なお、合併後の新市の議会議員の法定定数が、合併前の鶴岡市の議会議員の定数を上回る場合のみ、その上回る定数分について

増員選挙を行なうことができるようになっておりまして、次回の選挙より鶴岡市は定員が28名となることから34名との差、6名の増員選挙を行なうことができるものです。なお、この場合の任期は、鶴岡市の議員の任期と同じ任期となるものです。

また、編入の場合は、合併特例法に定数特例と在任特例、それに定数特例と在任特例を組み合わせた場合の三つの特例措置がありまして、最初に2ページにあります定数特例ですが、これは鶴岡市の定数28名にそれぞれの町村の人口を鶴岡市の人口で割った値を掛けた数を合算した数値、この場合ですと合併当初に15名の増員選挙を実施するもので、任期は鶴岡市の残任期間とし、次の一般選挙においても43名の定員で選挙を実施し、その次の一般選挙より34名の法定定数となる措置でございます。

次が在任特例ですが、3ページをご覧いただきたいと思います。この場合は、新設の場合と同様に議員さん全員が鶴岡市の議員の残任期間だけ在任できるものです。

次が定数特例と在任特例を併せたものですが、最初に在任特例を適用し鶴岡市の残任期間は全員がそのまま在任し、次の一般選挙は定数特例を適用して43名の定員で選挙を実施し、その次の選挙より法定定数34名とすることができる措置です。

4ページをご覧いただきたいと思います。選挙区の設定についてご説明させていただきます。公職選挙法においては、特に必要があるときは条例で選挙区を設けることができると規定しております。この場合の特に必要があるときとは、市町村合併によって地域が広大になっていることなどが想定されるものです。なお、選挙区を設定する場合は、あらかじめ合併関係市町村において協議をしておき職務執行者の専決処分によって行なうこととなります。選挙区別の定数は、人口に比例して条例で定めなければならないとなっておりますが、特例として特別の事情があるときは地域間の均衡を考慮し、また、市町村の廃置分合または境界変更があったときは、人口に比例しないで定めることができるとなっております。なお、下の方に参考といたしまして市町村単位で選挙区を設定した場合の人口比例による選挙区別定数の試算を掲載させていただいております。

非常に簡単な説明ですが以上でございます。

- **本城昭一委員長** ありがとうございます。ただ今の事務局の説明についてご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。
- **押井喜一委員** ただ今、新設か編入かの合併方式によって議員の選挙が違ふという説明をいただいたわけですが、私どもとしては新設を前提という考えできているということでございます。鶴岡市との温度差があるのかも知れませんが、そういった基本的なところをきっちり決めないと議論ができないという部分があるのではないかなという感じがします。これからはそういう基本的なところを合意しながらやるべきではないかと思っておりますが、その辺についてはどのような進め方をするのかお聞きしたいと思います。

- **本城昭一委員長** 委員長独断で物事を進めるわけにはいかないわけですが、今日の議題の中に今後の進め方という項目を一つ挙げていますが、ご承知のとおり4月にこの中で4市町村の議員の改選期に当たりますので、せっかくできた小委員会ですので、方向性を決めつつ、その後の方は次の体制に委ねるという方向になるのではないかと思いますので、基本4項目の中の重要な課題であります合併方式について議論することは結構だと思いますが、この委員会として結論を出すという権限はないのではないかと認識をいたしています。議論の中で次の方向性を見出していき、そういうことを申し送りしていくということはあると思いますが、ここで結論付けるという委員会ではないのではないかと認識していますが、皆さん方からご意見をお伺いしたいと思います。
- **榎本政規委員** 今、藤島の押井委員さんの方から、鶴岡と温度差があるのかなという話がありましたけれども、鶴岡の合併特別委員会においても結論は出ておりませんが、概ね新設で行くべきであろうという意見が多数を占めております。ただ、議員の定数についても勉強してきたわけですが、少なくともマスコミあるいは新聞等で書かれているような議員が自らの地位を守るために在任特例を使った、あるいは定数特例を使ったというようなことのないよう、議員そのものがより厳しいことを問われているのではないかと意見も多数を占めているというのが、鶴岡市議会の特別委員会の中の意見でありまして、今、押井委員さんが言われた新設ということに対して鶴岡市議会がどう言うというようなことは全くありません。ただ、これは今現在で4月の統一地方選挙が終わって議会の枠組みがどうなるかわかりませんので、今の段階としては25日で終わった3月定例会で私が委員長報告させていただきましたけれども、そういうことを次の議会にも引き継ぐという形で報告はしている状況ですので、鶴岡市議会としての正式な意思決定ではありませんので、そういう状況でありますということを報告させていただきます。
- **富樫孝一委員** 先ほど藤島の押井委員がおっしゃったとおりに、この合併の進め方については、各町村は新設合併で進めてきていると思います。住民にもそのように話をしているわけですから、今、編入とか新設というのを論議する時期でなくて、私は新設で進めるべきではないかと思います。そして、議員の定数をどのようにしていくかが、この小委員会に与えられた論議ではないだろうか、新設とか編入にこだわっていると、いつになっても議員定数は先に進めることができないと考えますが、そのことを委員長から各町村にお尋ねしていただければどうかと思います。
- **本城昭一委員長** 各町村のご意見をここで発表するというのも必要だと思いますが、これまでの任意協議会、合併協議会の中で新設合併という方向性は、文書では確認しておりますが、全体の意思として確認されているのではないかと認識をいたしています。そういう前提で、今日の事務局の提案されたものも検討していてもいいので

はないかと思うのですが、先ほども言いましたように、この委員会で新設でいきます、編入でいきますという結論を出せる委員会ではないと思います。ただ、協議会から付託されているような感じでありますので、私はこの委員会が新設を前提にした議論をしているのだと認識しておりましたが、各町村から改めて確認せよということであれば確認するのはやぶさかではありません。

○**宮樫孝一委員** 私の言い方がまずかったのかもしれません、先ほど新設と編入の両方を説明してもらったわけですが、これは新設でいくのか編入でいくのかで、議員定数の関係は論議的になっていくわけですが、新設であれば新設でもって論議を進めていって差し支えないのではないかと思います。今さら委員長が言うように新設とか編入という言葉はなくて、議員定数をどうしていくのかということで話を進めていけば、自ずと目的に達するのではないかと思います、先ほどは舌足らずで大変失礼しました。

○**本城昭一委員長** 私が申し上げましたのは、これまで任意協にも出られている方が多いと思いますし、その後法定協にも出られておりますが、その中で会長も新設ということを楽しんでいる方向だという認識をしているようで、そういう表現をしているわけがあります。そんなことで私も各市町村のご意見を承っておりますと、やはり新設というのがほぼ合意した方向だなと認識をしたものですから、改めてここで編入か新設かということではなくて、議員定数についての説明を事務局から事務的にしていただいたという経過であります。ただ、先ほども言いましたように今後の方向性というものをここで決めるわけでありますので、その中で次の人たちに申し送りしていく方向性は、「新設でこういう定数でいきます。」という申し送りができるかどうか、今日は定数までいくかどうかわからないわけでありますが、私の独断かどうかわかりませんが、新設としての方向性は皆さん確認されているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○**押井喜一委員** 先ほど言ったのは、入り口をはっきりしておかないと議論にならないと感じたものですから、意見を述べたのであって、やはり一番基本的なところをはっきりしないとこの小委員会の目的がはっきりしないというようなことになるのではないかなと思っています。今、鶴岡市議会のご意見も伺いましたし、そういった方向でということですので、新設合併という前提のもとでの議員定数なり選挙方法をこれから議論すべきではないのかと思いますので、その辺も協議会全体としての意見の集約を早くしていただかないと議論が進めないと思いましたので一言述べさせていただきます。

○**大滝助太郎委員** 今の合併の方式に関わることですが、やはりこれまでも富塚会長が大体９割くらいは新設という気持ちでいたのですが、議会に遠慮してそれをはっきり

言わなかったということから見ても、会長の方からさじを投げられているわけですから、やはりこの小委員会としての気持ちというものをきちんと、今日は新設という意見集約をして決議をしておかないと、その基本に立ってこれから議論を進めていくという段階にしないと、気持ちだけはそうだけれど、どこで決まったのかということになると決まったところがないとまた元に戻って同じことになるので、会長が一番心配していたのが、私は新設でもいいのだが議会の方があるのでとさじを投げられているわけですから、その確認だけは今日ここですて、次のいろんな段取りがあると思います。

もう一つは、先ほど委員長、副委員長が選任されたわけですが、これは職務上のこともあっての人選ということですので、これから選挙等もあって交代する場合もあるわけですから、その場合どうするのか。職務上の人選ということで、仮にこの次に変わった場合は、庄内市町村議長会というのが先ほどもありましたので、委員長が交代した場合に例えば副委員長が上がるのか、職務上のことでその方が入ってくるのかということは、これから何回かそういう場面が出てくるわけですから、一つのルールとかどのようにするのかきちんとしておかないといけないので、今日決めておいた方がいいのではないかと思います。

- **榎本政規委員** 先ほど申し上げましたとおり、鶴岡市議会が新設に対して反対しているということは全くないので、新設でいくことは一向にやぶさかでない。ただ、市議会として正式に決定はしていませんので、現在の段階では概ね新設で結構ですという意見が大半ですので、気持ちとしては私自身特別委員会の委員長としてそういう立場で出ていますが、少なくとも1か月後に選挙を控えている中において、この場で方式を決めてしまう、あるいはこの小委員会に問いかけているのは議員の定数をどう決めるべきかということであって、新設にするのか編入にするのかということはこの委員会に問われた問題ではないのだろうと思っています。今日説明いただいたのは、定数は仮に新設にした場合はこうで、編入にした場合はこうですという、あるいは選挙区を設けた場合はこうですという形のものが提示されているだけで、新設の定数特例においても、法定定数内の2倍の範囲内ということで、必ずしも68人でやらなければならないということではないわけです。仮に34から68の枠内でやったらこうということになります、あるいは選挙区をすればこうすることがありますということで説明を受けているわけで、今ここで新設にすることにして後は定数だけを決めればいいのかという話にはならないのではないかなと思っています。これは確かに新設と編入では事務局のやることが違ってくという可能性はあるかもしれませんが、会長が新設でいくのだということでありまして、私どもの議会も概ね新設で向かうということであれば、新設で検討されるのは結構ですが、合併方式をこの場で新設であると決めるのは、この小委員会の権限の範囲を越えているのではないかなと思っていますので、そのことだけは鶴岡市議会の立場としてきちんと申し上げたいと思います。

それから、小委員会の委員長あるいは副委員長に副会長をと申し上げたのは、少なくともこの小委員会の委員長であり副委員長である人は、合併協議会の委員だけではなくその前の運営小委員会にも参画してきちんこの小委員会の意見を言える立場にないといけないのだろうと思うし、その都度委員長、副委員長が代わるということになれば、合併協議会の前段である首長さんあるいは両議長さんが出ている小委員会の中で、この小委員会の意見を申し上げられる場がなくなるという形は避けるべきであろうと思うし、そういう意味から少なくとも協議会の副会長に両議長さんが出ているわけで、その両議長さんが選挙を受けた後にどういう形になるかわかりませんが、それはそういう形で踏襲していくべきではないかと思います。

○**本城昭一委員長** それぞれの団体の温度差というわけではありませんが、検討の過程の進捗度というがあるので、鶴岡の場合は議会としての意思決定をしていません。いろいろな議論がありますが、合併に反対している勢力もまだあります。ですから、そういう意味で議会としての意思決定はしていませんが、大多数の議員の方々は合併を前提にしながら、しかも気持ちとして新設でいこうという意思を確認し合っています。そういう意味で、ここで新設か編入かを決めるということになりますと鶴岡から来た委員はそういう権限を与えられていないという言い方になるものですから、私は引かかったわけです。そこで、この小委員会に依頼されましたのは、合併方式についての検討小委員会であればこのことを積極的に議論してもいいのではないかと思います。定数に関する小委員会ですので、定数について事務局からこういう方法があるのだという説明を受けたわけであります。それに基づいてこれから定数についての検討をしていくわけですが、そうは言っても合併方式がはっきりしないとなかなか定数も議論が深まらないなというのも事実であります。したがってこの委員会としては、会長に意思表示をしなければなりませんので、それについては新設の方向性を確認しながら、議員定数はこのようにするというような形で意見を申し上げるしかないのではないかと。この委員会で合併方式を新設に決めましたという報告はできないのではないかと思いますので、そういう方向性を確認しながら定数は意見としてこのようにまとめましたと、会長に対してこういう報告しかできないのではないかなという意味で、大滝さんには歯がゆい返答だったかもしれませんが、そのように申し上げたわけですが、その辺は皆さんいかがでしょうか。

○**大滝助太郎委員** 今まで示されなかったが、この小委員会のこれからの進め方についてのおおよそのスケジュールがあるのだ。スケジュールを報告してもらって、例えば鶴岡市では議会としても合併方式について今すぐは答えを出されないと、出されなければ出されないなりにこれから手順を踏んで、やはり方式を考えないで定数は何人がいいかは適当には決められないわけですから、基本がなければいくらやっても定数は決められないので、先ほど会長さんが言っている小委員会のまとめがいつ頃かということが事務局でわかっているのだ。おおよそいつ頃までまとめがあって、それから

協議会としても今の合併方式というのがその次に続いてきている。私もその資料を持っているのだが、それを言うともずいということを経理局から言われているので言わないのだけれども、この小委員会のまとめはいつ頃までが目途だということを事務局で持っている。さっき会長さんに聞いたら、それは小委員会のときに提案説明するということですので、事務局の方から説明してください。

○**本城昭一委員長** この委員会の役割について、富塚会長から事務局に内容についての検討依頼があったのですか。

○**大滝助太郎委員** 私が聞いたら、この小委員会にそういうことを提案するから待ってくれと、私はそれで了解した。

○**本城昭一委員長** 事務局どうなのですか、新設か編入かという検討をここでやるようにという…。

○**大滝助太郎委員** そうではなくて、この小委員会で議員の定数あるいは任期についてのまとめをいつ頃までにするかというおおよそのスケジュールは持っているけれども、小委員会でその提案をするので、先ほどの全体会では待ってくれということですので、事務局で答えてください。

○**本城昭一委員長** ちょっと待ってください。小委員会では提案はできないと思います。会長に報告するということだと思います。小委員会が直接全体の会議で提案するということとはできないと思います。

○**大滝助太郎委員** 事務局の方でこの小委員会でのまとめをいつ頃までまとめていただきたいというスケジュールがある。先ほどスケジュールについて会長に聞いたのだ。会長は、ここで答えは待ってくれ。小委員会の時に事務局としてのスケジュールがあるから、それに合わせてここでも検討してもらうように、ここに提案するということだった。

○**本城昭一委員長** 私はそのスケジュールについては、30人の小委員会についての報告を6月議会前の5月と会長が念を押したのだと認識しておりましたので、この小委員会のスケジュールに念を押したというふうには認識していませんでした。三つの指名された小委員会の検討結果をいつまでやるのですかという質問は事務局にしていたようですが、この小委員会については、いつまでという質問ではないように認識したわけですが、なお事務局で説明をお願いしたいと思います。

○**芳賀 肇事務局長** この議会議員定数等検討小委員会の関係については、今委員長さ

んからお話しあったとおり、会長が新設か編入かについてはこれまでも再三新設の気持ちで取り組んでいきますと、ただ、問題については議員の定数のことが絡むので、今後その辺も併せて検討していきたいという表現で、今この委員会を開いたのもそういう絡みの中での設定で、こちらの方から例えばこの小委員会で5月まで、6月までという整理をしていただきたいというスケジュールはまだ組んでいないところであります。

- 大滝助太郎委員** ちょっとおかしい。さっき会長が平成15年度中に大方住民の皆さんに提示できるように決めるということだった。そうするとこの答えは3月まで出ないと提示できないわけだ。だからスケジュールがあるのだ。先ほどの会長の話では今の議員定数も方式も全部含めて16年の3月までに終わるということであった。だからこの会は16年の3月までは待たれないのだ。要するに議員定数のところはさっき言ったように合併方式との関わりがあるから、基本項目からいけば一番早い時期にその答えを出しておかないと次のことが進まないわけだ。だから、さっきは言わなかったけれども、事務局ではおおよそ8月いっぱいくらいで答えを求めているわけなのだ。大体9月頃から今の基本項目みたいなものに触れるというスケジュールがあるのだ。私はそういうことで鶴岡市がまだ議会として正式に言えないとすれば、我々がスケジュールを組んで各議会でいつ頃までに議会の意思をとりまとめようということをしていかないと、私のほうはまだと言え進まないわけだから、いつ頃までに各議会の意思をまとめるのかを決めていかないと進まないでしょう。

- 佐藤智志事務局次長** 今の大滝委員さんの事務局のスケジュールのお話ですけれども、事務局としては15年度の事業をどういうふうに進めるかということについて、諸々の事業がありますが、いくつかのシミュレーションを行なっています。こういうふうに決めたらこうとか、この時期にこういうふうに決めたらこうなるとか、いろいろ想定したシミュレーションがありますが、この議員定数等について市町村長会議あるいは幹事会、事務局においても正式に決定したものは持っておりませんので、事務局としていくつかの想定した勉強をやっていきますということで、日程をいろいろ書いたものはありますけれども、正式に決めたというものではございませんし、この定数等の委員会におきましても時期についてどうするかにつきましては、この委員会の中で決めていただければ結構なのではないかと思います。それを協議会にご報告いただいて、協議会の方でも肅々と合併方式、基本的な4項目についても決定していくということになるかと存じますので、このスケジュールにつきましてもこの場で決めていただきたいと思います。

それから、先ほど会長が5月と言ったのは、専門小委員会の立ち上げを5月にはやりなさいという指示でしたので、この定数等検討小委員会とは別の小委員会のお話でしたので、よろしくお願い申し上げます。

○**榎本政規委員** 先ほどから鶴岡市が言われていますので申し上げますが、あくまでも私どもは新設ということで鶴岡市議会の特別委員会の中では検討をしております。申し上げますれば議員定数まで検討しております。ただ、それを今私がここで言えるのかというと、先ほど言ったとおり4月に統一地方選挙があるので、その後に議会の枠組みがどうなるかわかりません。5月の臨時会、6月の定例会の中で大きく論議されていくのだと思いますけれども、少なくとも鶴岡市議会の中では、先ほどから言っているとおり、新設合併でいくべきであろうし、議員定数は定数特例とか在任特例とかを使ったのでは市民、町村民から納得は得られないので、原則論でいくべきであろうという、そこまで話し合いはしております。ただ、決定ではありませんので、この場で新設でいくのだ、あるいは議員定数は何人にするのだということは私の立場からは申し上げられないと言っているのです。ただ論議されていることは、はっきり申し上げます。新設合併でいくべきだろうし、原則論で34人の一発選挙でいくべきだろうという論議はされております。ただ、このことは決定事項ではありませんので、論議されているというだけの話です。鶴岡市が言われていますけれども、編入でなければならないとか鶴岡でなければならないとか、そういう話は全くありません。私どもの議会も議長が申し上げたとおり、大方は新設合併でいくべきだろうと言われております。ただ議員の身分というのは議員の皆さんでということは何度も会長が言われていますので、軽々に判断できる問題ではないということで、もう少し時間をかけても遅くないのではないかなということを思っているのです。決定をしていないということです。ただ、論議されているのは新設の34名です。

○**押井喜一委員** 鶴岡市議会の考え方も十分理解できます。私もこの小委員会で新設か編入かを決めろと言ったわけではないのだと、また、この小委員会でそういったことを決定できるものでもないと思っています。ですから、一番肝心の基本的な原則の合意というものを全体の協議会の中で一番早く方向付けをしないと、この小委員会だけでなく、他の専門部会や専門委員会、そういったところまで影響するのではないかと。何も基本が決まらない中で合併の論議ができるのかというつもりで言ったわけですので、その辺も十分ご理解をいただきたい。ですから、そういった基本的な合意の基に我々もこれから議員の定数なり選挙制度の問題といったものを議論すべきでないのかなという立場で申し上げたつもりですので、ご理解いただきたいと思います。

○**小野寺賢治委員** 今各委員が言ったことで尽きるかと思いますがけれども、任意協議会の時にも富塚市長さんは新設でもよかろうと、しかし一番ネックになるのは議員の皆さん方のことであるので、それはそれなりに後から考えてもらうというようなことを私も聞いていますし、今はそういうことでこういう場所を設けられたのかと理解しております。これから進めていく上で、第一に議員定数及び任期ということになれば、最初に決めなければならないのは、その前提として新設か編入かということになるのかと思います。それで、今結論を出せと言っても、雰囲気としてはおおよそどこでも

新設合併であろうと私も理解はしておりますけれども、私のほうも何もきちんと決めただけではありませんので、それはそう簡単に言えるものではないと思いますし、これからのスケジュールとしてやはりこの次まで各市町村が何をどういうことで決めてきて、この場で討議するかというようなことぐらいは今日決めておかないと、この次もまた来て何を相談するのかということではなく、今のこの課題についてどうということまでは各市町村できちんと決めてきてそれを持ち合って話をすれば、期限よりいくら早く結論を出して悪いということではありませんので、この小委員会としての結論はそれで結構だと思います。小委員会の結論がすべてつながるものではないにしても、やはりこの会として私たちはこのように決めましたということは結構だと思いますので、その辺をひとつお願いしたいと思います。

○**本城昭一委員長** 年度変わりの選挙前ということで妙な段階ではありますが、小委員会が設置されて発足したわけですので、一定の方向は残していかなければならないと思っています。そういう意味で先ほども言いましたとおり、方向性ということを確認しつつ、その前提に立って議員定数はこう考えるという答えしか出てこないのではないかなと思ったのです。ですから、鶴岡だけの状況ではないと思いますが、合併方式をこうしますという結論をここで出せるのかなと思うので、方向性を確認しつつその前提に立って定数をどうするかという、会長に対してそういうお答えしかできないのではないかなという感じがしたので、最初にそのように申し上げたわけであります。ただ、その決定をきちんとしないで議論をしても意味がないということであれば、次回の日程を決めてそれまでどういうものをどこまで結論を出して持ってくるのかということになると思いますけれども、鶴岡を例にして悪いのですが、4月いっぱい任期がありながら、しかし、臨時議会でその問題を取り上げなければならないということになるわけありますので、非常に容易でないなという感じがいたします。その辺いかがなものでしょうか。

○**小野寺賢治委員** 選挙があるので、その辺は考慮しながらあまり無理をしないように、しかし、のんびりしないようにということで日程を決めて、いつ頃までということぐらいは方向付けを示してもらえば、私たちも私たちなりに話をしますので、それぐらいは話し合いをしてもいいのではないかと思います。

○**本城昭一委員長** 鶴岡は構成が変わりますので、5月臨時会後という話になるわけでしょう、その辺はどうですか。

○**榎本政規委員** 枠組みが5月の臨時会で決まりますので、結論をいつまでと言われれば早くても6月定例会という形になるのかなと思います。ただ、7月に統一地方選挙の第2段をやるところもあれば、先ほども言ったとおりこれは大きな問題になるわけで、新しい議員の中で決めていくのが本来の筋でないのかなという気がするんです。

新設という話であれば今の各町村議会でも決められるのかも知れませんが、任期、定数の問題となれば、鶴岡は6月でも結構ですが、私は少なくとも新しい任期の議員が決めていく問題ではないのかなと思っていますので、私のほうの特別委員会は少なくともこの4月の統一地方選挙後にその話し合いを最終的に詰めようということで決めています。あとは町村の皆さんに決めてもらえれば9月でも結構ですし、6月で決めると言われれば、6月で決めるように申し送りをしたいと思います。

○**本城昭一委員長** 鶴岡だけの話になっていますが、4月の統一地方選は鶴岡だけではないと思います。そういう洗礼を受ける町村は、今ここで決めてこのように決めたからということで次の体制に申し送るということになっているのでしょうか。

○**小野寺賢治委員** 新しく決まった人たちがなるべく早くそういうふうなことをして、こちらから指導的にこういうことぐらいは皆で話をしてもらえないだろうかというようなことも提示してもらえば、よりスムーズな運営ができるのではないかなと思ったものですから言ったわけで、いつまでやれということではなくて、速やかに進行させてもらいたいなということでもあります。

○**本城昭一委員長** 私は委員長に選ばれましたが、委員長の権限かどうか分かりません。遅いと言われるかもしれませんが、私は今ここで結論を出せるという段階ではないなと認識をします。ただ、この委員会が発足して何もないということでは、何らかの意思表示がこの委員会であったわけですので、次の体制の方々にこの委員会の意思を送るという意味では、先ほど言いましたように新設を前提にしながら各自治体で議員定数についての検討をするという表現しかないのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○**高橋 徳雄委員** 今の新設か編入かという問題、これは法定協に入るときに、藤島と三川さんは条件付きだったわけで、それを踏まえておそらく鶴岡も新設でいこうという話も出てきたと思うので、それはやぶさかではない。ただ、期日として私たちの選挙は7月であり、その前にできる限り6月定例会ではきちんと決めていただきたい。そうでないとうまくない面も出てくるのではないかなと思っています。

あと、原則、定数特例、在任特例の問題については、今説明を受けましたので、新設で各町村で検討していただくというような格好で各町村に持ち帰らないと、我々ばかりでは決められないということなので、鶴岡さんは原則原則と言っていますが、これも皆さんのご意向も聞かなければならないし、この辺も温度差があるのだろと思っています。この第一問題についてはその辺でどうだろうかと思っています。

○**本城昭一委員長** 先ほども申し上げましたが、今日説明を受けた定数のルールを受けて、なおかつ新設合併ということを経営にしながら各団体で検討していただいて、次

の体制で改めてこの委員会を開いたときに意思表示ができるよう努力をするということではいかがでしょうか。

それでは、1番の問題はそういうことで進めさせていただきたいと思いますが、したがって時期的には5月以降ということになるかと思います。ただ、その後また7月もあるわけですが、それとの絡みはどうするかということはまた改めて新しい体制で相談していただくことにして、とにかく5月以降、そういうまとめを各団体で努力していただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** では、そのようにまとめさせていただきます。

5 今後の進め方について

○**本城昭一委員長** 5番の今後の進め方についてというのは、今の話の中で大体出たように思いますが、さらにご提案があればお願いしたいと思います。

○**須藤 栄弘委員** 議員の定数と任期に関わることで、議員だけで決めていいのかなと思っています。要綱の5条にもうたわれておりますが、これらについても検討が必要かなと思います。

○**本城昭一委員長** 私、組織論はよくわかりませんが、この委員会で確認した事項は会長に報告するのではないかなと。そして、会長が全体の会議に提案する前に運営小委員会があって、そこで全体の合併協に提案する議題を調整というか選ぶという段階がありますので、ここで決めたことを委員長が法定協の中で提案をするという流れではないように認識していたので、ここでは15人の委員の意思として議員定数はこうあるべきだと会長に申し上げてもいいのではないかと思います。それをこの決定として総会に諮るということはできないのかなと思うのですが、いかがでしょう。

○**須藤 栄弘委員** この委員会として、参考的に議員以外の方々から意見を聞くことはどうかということです。

○**本城昭一委員長** 各委員から数を聞くということですか。

○**須藤 栄弘委員** 第三者の意見を聞けるかどうかということです。

○**本城昭一委員長** それはどういう方々を対象にするわけでしょうか。

- 須藤 栄弘委員 議員以外ということです。
 - 本城昭一委員長 この委員以外ということですか。
 - 須藤 栄弘委員 はい。
 - 本城昭一委員長 それは皆さんどんなものでしょうか。ここに来ていただいて議員以外の方の意見を参考に聞くという機会を持つということでしょうか。
 - 須藤 栄弘委員 今結論を出さなくてもいいとは思いますが。
 - 本城昭一委員長 ただ今三川さんから議員、委員以外の意見も聞いたらどうかというご意見がありましたことを皆さんで確認しておいていただければいいかと思います。
 - 菅原信喜委員 そのとおりだと思います。必要に応じてということですから、こういう意見を参考に聞きたいというのは今すぐは出てこないと思いますので、この第5条の第2項にのっとり、今後の小委員会の中でいろいろ参考として出席を求めて聞きたいということがあれば、その時点で委員会に諮って、あるいは皆さんで協議をして決めればいいと思います。意見聴取会が何かわかりませんが、それは今後の必要に応じてということの理解でいいのではないかと思います。
 - 本城昭一委員長 この問題はそこに明文化されているわけですが、議論を進行させる中でやはり議員以外の意見も必要であると判断すれば、全体のご了解をいただいてそういう機会は作れると思いますので、そのような精神でいきたいと思います。ただ、これからそういう機会がそうたくさんできるかどうかというのはなかなか容易でないと思いますが、せっかく意思表示をしているわけですので、それはそれで大切なことだろうと思います。
- 他に進め方に関連して今の1番目の問題の中で出てきたので、そう新たなものはないと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、委員長の取りまとめの不便で議論があっちに行ったりこっちに行ったりしたという傾向もありますが、最終的に皆さんからご確認いただきましたことをお礼申し上げたいと思います。

6 その他

- 本城昭一委員長 その他、事務局でございしますか。委員の皆さん方からはその他ございしますか。

○**芳賀 肇事務局長** 特にございません。

○**高橋 徳雄委員** 法定協に入るときもお話を申し上げました。どうしても議長が身体が本当でないとか、都合がつかないときには、副議長がその代行として参加するということをお願いした経緯がございます。そのときには皆さんからご賛同いただいたわけですが、やはりこの小委員会も12回ぐらい、月に1回という形であるので、その辺もご理解をいただければありがたい。藤島の場合は副議長が参加していませんのでご理解をしていただければということであります。

○**本城昭一委員長** この委員の中で、当日いろんな都合で出席できない場合は代理を認めるかどうかということですか。代理出席ということについて事務局はどう考えていますか。

○**芳賀 肇事務局長** 要綱上は特に代理規定はありませんので、この会議の中で決定していただければと思います。

○**本城昭一委員長** そういう事情が発生したときに、その都度決めていけばいいということですね。
それでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** そういうことにさせていただきたいと思います。
他にございませんでしょうか。

それでは、大変時間を要しましたけれども、これで終わらせていただきます。ご苦勞様でした。

7 閉 会(午後3時18分)

○**芳賀 肇事務局長** 長時間にわたりご検討いただきましてどうもありがとうございました。これをもちまして議員定数等検討小委員会を終了させていただきます。どうもご苦勞様でございました。